

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	45	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充・延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象 中小企業者等が一定の設備投資や IT 投資等を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）（上乗せ措置については、税額控除（10%）又は即時償却）の選択適用を認めるもの</p> <p>・ 特例措置の内容 通常措置及び上乗せ措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加し、上乗せ措置について、「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直した上で、適用期限を2年間延長する。</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
減収見込額	<p>[初年度] ▲5,979（▲15,065） [平年度] ▲5,979（▲15,065）</p> <p>[改正増減収額] - （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 国土交通省関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。 また、GDP600兆円の実現に向けては、産業全体の7割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り地域経済において好循環を生み出していくことは必要であり、経済財政運営と改革の基本方針2016等でもその必要性が記載されている。トラック運送事業、内航海運業等の国土交通関係事業者は物流や公共事業など、我が国の国民生活と経済活動を支える重要な役割を担っており、その生産性向上を図ることは、国民生活の安定及び我が国の経済の発展という観点から不可欠であり、また喫緊の課題である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2016」</p> <p>(1) 生産性革命に向けた取組の加速</p> <p>⑤ サービス産業の生産性向上 雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。</p> <p>(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援</p> <p>② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。</p>	

(5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

① 社会資本整備の重点化と生産性革命

社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性の向上を図りつつ、戦略的な取組を安定的・持続的に進める。
人口減少下でも生産性向上による持続的な経済成長を実現するため、効率的な渋滞解消策など社会のベースの生産性向上に資するインフラの計画的整備を行う。あわせて、物流効率化、ICT導入等による産業別の生産性の向上や、新技術の活用による未来型の実現型生産性向上を強力に推進（生産性革命）する。

「日本一億総活躍プラン」

2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

(同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善)

また、GDPの7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。一人親方や中小零細事業主が安心して就業できる環境の整備を進める。

5. 「戦後最大の名目 GDP600兆円」に向けた取組の方向

(1) 第4次産業革命

第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線でITやロボットの導入が進められるよう支援する。

(7) サービス産業の生産性向上

サービス産業は我が国のGDPの約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・ITの利活用や中小企業支援機関等の支援によって向上させる。

(8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法17に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等とも協力しながら、IT利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。

「日本再興戦略2015」

2. 未来投資に向けた制度改革

我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。

《KPI》今後3年間(2018年度まで)のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す。

本要望に
対応する
縮減案

—

担当者等
(連絡先)

自動車局貨物課

担当課長 加藤 進 (内線 41301) 代表☎ 03-5253-8111
担当補佐 福田 ゆきの (内線 41302) 直通☎ 03-5253-8575
担当補佐 高村 達也 (内線 41322) FAX 03-5253-1637
担当者 飯田 吏 (内線 41322)
担当メールアドレス: iida-t29@mlit.go.jp

土地・建設産業局建設市場整備課

担当課長 木村 実 (内線 24801) 代表☎03-5253-8111
担当補佐 大島 久幸 (内線 24824) 直通☎03-5253-8281
担当者 中野 次郎 (内線 24826) FAX03-5253-1555
担当メールアドレス: nakano-j2bp@mlit.go.jp

総合政策局公共事業企画調整課

担当課長 梅野 修一 (内線 24901) 代表☎03-5253-8111
担当補佐 山口 崇 (内線 24912) 直通☎03-5253-8286

担当者 金木 武 (内線 24924) FAX03-5253-1556
担当メールアドレス: kaneki-t2gw@mlit.go.jp

自動車局旅客課

担当課長 鶴田 浩久 (内線 41201) 代表☎ 03-5253-8111
バス事業活性化調整官

市川 智秀 (内線 41203) 直通☎ 03-5253-8569

担当者 小松 明 (内線 41222)

担当者 社本 尚大 (内線 41212) FAX 03-5253-1636

担当メールアドレス: shamoto-s24s@mlit.go.jp

自動車局整備課

担当課長 野津 真生 (内線 42401) 代表☎ 03-5253-8111

担当補佐 堀江 暢俊 (内線 42402) 直通☎ 03-5253-8600

担当補佐 久手 俊彦 (内線 42422) FAX 03-5253-1639

担当者 小山 和恵 (内線 42425)

担当メールアドレス: oyama-k2hn@mlit.go.jp

海事局内航課

担当課長 池光 崇 (内線 43401) 代表☎ 03-5253-1111

企画調整官金子 佐和子 (内線 43402) 直通☎ 03-5253-8627

内航海運効率化対策官

松崎 誠一 (内線 43462) FAX 03-5253-1643

担当者 吉澤 和利 (内線 43464)

担当メールアドレス: yoshizawa-k2nq@mlit.go.jp

海事局船舶産業課

担当課長 大坪 新一郎 (内線 43601) 代表☎ 03-5253-8111

担当補佐 今井 新 (内線 43602) 直通☎ 03-5253-8634

担当者 中村 幹 (内線 43623) FAX 03-5253-1644

担当者 岡崎 宣樹 (内線 43626)

担当メールアドレス: okazaki-n224@mlit.go.jp

港湾局港湾経済課

担当課長 片山 敏宏 (内線 46801) 代表☎ 03-5253-8111

担当補佐 栗原 弥生 (内線 46853) 直通☎ 03-5253-8629

港湾運送サービス活性化対策官 FAX 03-5253-8937

内山 正己 (内線 46803)

担当者 渋谷 寛 (内線 46845)

担当メールアドレス: shibuya-h2mb@mlit.go.jp

港湾局技術企画課技術監理室

担当室長 西尾 保之 (内線 46601) 代表☎ 03-5253-8111

担当補佐 平野 誠治 (内線 46632) 直通☎ 03-5253-8682

担当者 佐々木 義和 (内線 46612) FAX 03-5253-1652

担当メールアドレス: sasaki-y83ah@mlit.go.jp

総合政策局物流政策課物流産業室

担当参事官川上 泰司 (内線 25301) 代表☎ 03-5253-8111

担当補佐 内田 忠宏 (内線 25302) 直通☎ 03-5253-8296

担当補佐 羽村 孝博 (内線 25331) FAX 03-5253-1559

担当者 中村 謙太郎 (内線 25333)

担当者 松井 重博 (内線 25344)

担当メールアドレス: matsui-s2xm@mlit.go.jp

観光庁観光産業課

担当課長 西海 重和 (内線 27301) 代表☎ 03-5253-8111

担当補佐 西川 洋佑 (内線 27302) 直通☎ 03-5253-8329

専門官 安達 雅志 (内線 27309) 担当者 大内 健太 (内線 27141) FAX 03-5253-1585 担当メールアドレス: ohuchi-k2mw@mlit.go.jp

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：Ⅹ 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標：32 建設市場の整備を推進する 施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標：Ⅵ 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>																				
	政策の達成目標	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること <p>【内航船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上 																				
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成29年度～平成30年度）																				
	同上の期間中の達成目標	<p>国土交通関係中小企業の生産性の向上を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上 																				
	政策目標の達成状況	<p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、営業用トラックの新車登録台数は近年順調に伸びている。 ・いずれの年度も全車種の対平成10年度比を上回っている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用トラック</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>39,889 (75.5)</td> <td>43,318 (82.0)</td> <td>51,137 (96.8)</td> <td>54,359 (102.9)</td> <td>59,260 (112.1)</td> </tr> <tr> <td>全車種</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,080 (72.8)</td> <td>3,256 (76.9)</td> <td>3,451 (81.5)</td> <td>3,143 (74.2)</td> <td>3,145 (74.3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：営業用トラック（台）、全車種（千台）、下段の括弧内は10年度比（%）</p>		10年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	営業用トラック	52,850 (100.0)	39,889 (75.5)	43,318 (82.0)	51,137 (96.8)	54,359 (102.9)	59,260 (112.1)	全車種	4,234 (100.0)	3,080 (72.8)	3,256 (76.9)	3,451 (81.5)	3,143 (74.2)
	10年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																
営業用トラック	52,850 (100.0)	39,889 (75.5)	43,318 (82.0)	51,137 (96.8)	54,359 (102.9)	59,260 (112.1)																
全車種	4,234 (100.0)	3,080 (72.8)	3,256 (76.9)	3,451 (81.5)	3,143 (74.2)	3,145 (74.3)																

		<ul style="list-style-type: none"> ・内航船舶の代替建造隻数 →代替建造隻数：年平均 87 隻（直近3カ年）となっており目標を達成。 														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替建造隻数</td> <td>89 (100.0)</td> <td>70 (78.7)</td> <td>74 (83.1)</td> <td>91 (102.3)</td> <td>83 (93.3)</td> <td>87 (97.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">下段の括弧内は9年度比（%）</p>		9 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	代替建造隻数	89 (100.0)	70 (78.7)	74 (83.1)	91 (102.3)	83 (93.3)	87 (97.8%)
	9 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度										
代替建造隻数	89 (100.0)	70 (78.7)	74 (83.1)	91 (102.3)	83 (93.3)	87 (97.8%)										
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（適用期間内における適用事業者数）</p> <p>平成 29 年度 85,959 社</p> <p>平成 30 年度 85,959 社</p>														
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と特別償却又は即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、我が国の物流を担うトラック運送事業者及び内航海運事業者の事業の遂行に不可欠な設備に関し、その設備更新の後押しとなり、生産性向上の促進が図られる。</p>														
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														
	要望の措置の妥当性	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、予算制度の制約から対象者が限定的となり、年度内に執行が求められる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は機動性の点で優れており、政策目的を達成する上で妥当と考える。</p>														

税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 平成 23 年度: 36,762 件 平成 24 年度: 42,821 件 平成 25 年度: 50,830 件 平成 26 年度: 61,538 件																											
	○中小企業投資促進税制の利用業種																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>農林水産業</th> <th>鉱業</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>2.9%</td> <td>0.7%</td> <td>20.2%</td> <td>32.0%</td> <td>8.9%</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>金融保険業</th> <th>不動産業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.7%</td> <td>11.1%</td> <td>15.7%</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																						
割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%																						
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																						
割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%																						

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 42 億円</td> <td>税額控除</td> <td>約 10 億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 159 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 103 億円</td> <td>税額控除</td> <td>約 26 億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 129 億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	約 42 億円	税額控除	約 10 億円	(事業税)	特別償却	約 159 億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 103 億円	税額控除	約 26 億円	(地方法人特別税)	特別償却	約 129 億円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約 42 億円	税額控除	約 10 億円																	
(事業税)	特別償却	約 159 億円	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約 103 億円	税額控除	約 26 億円																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 129 億円	税額控除	—																	

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	【トラック】 税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約7割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約5割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。(トラック事業者の意識調査(トラック協会によるアンケート))
	【内航海運】 内航海運業は、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。 このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られている。

前回要望時の達成目標	国土交通関係中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・営業トラックの新車登録台数 対平成 10 年度比 100%以上又は全車種の対平成 10 年度比を上回ること ・内航船舶の代替建造隻数 年平均 75 隻程度の建造隻数レベルの維持 ・老齢内航船舶比率 対平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下に維持
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・営業トラックの新車登録台数については、平成 27 年度は対平成 10 年度比 112.1%で目標を達成。 ・内航船舶の代替建造隻数については、平成 27 年度は 87 隻で年平均 75 隻程度の建造隻数の目標を達成している。 ・老齢内航船舶比率については、平成 27 年度は、106.3%で平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下の目標を達成している。
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これまでの要望経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

得価額の引き上げ

平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）
平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乘せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）